

裁判員経験者との意見交換会議事録

神戸地方裁判所

司会者

本日はお忙しい中を、またこのような連休前半の始まる金曜日の夜にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

あと1か月足らずで裁判員制度が施行されてから3年が経過いたします。

ここ神戸で実際に裁判員裁判が始まってから2年8か月が経過します。この間約100回の裁判員裁判が行われました。実は、本日選任が行われた裁判員裁判が来月8日から行われますが、これが神戸の本庁で100回目の裁判員裁判になります。

その間、毎回アンケートをお願いして裁判員経験者の方々の御意見をお伺いして参りましたが、本日はその中から8人の皆様方にお集まりいただきまして、直接お話しを伺うということになりました。ここでのお話しさは今後裁判員になられる方へのアドバイスとして、またこれから裁判員裁判を行っていく上での参考資料として、そして施行後3年が経過した時点で運用の検証が行われることになっておりますが、その資料として大いに活用させていただきますので、どうか率直な御意見や御感想をお願いしたいと思います。なお、本日は8人の裁判員経験者の皆様方のほか、検察庁から中田光昭検事、弁護士会から吉殿宣敬弁護士、裁判所から丸田顕判事に参加していただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは早速始めたいと思いますが、司会は私第1刑事部細井にて担当させていただきます。予定といたしましては、まず裁判員裁判についての全般的な感想を順に述べていただき、その後選任、審理、評議、判決の各手続について質疑応答を行って、その後裁判員となられる方へのメッセージを順にお伺いして、最後に記者の方々との質疑応答を行って終了したいと思います。全体で約1時間半を予定していますが、その間に15分間の休憩を挟みますので、終了予定時刻は今から約1時間45分後の午後8時10分頃

を予定しています。では早速ですが、まず始めに裁判員を経験した感想をお伺いしたいと思います。今日お越しいただいた経験者の方々は去年の8月から今年の3月までの裁判員裁判に参加していただいておりますが、その間8か月ないし2か月の期間が経過しており、その間の周囲の反響等、生活への影響等も含めて全般的な感想をお願いしたいと思います。では1番の方お願いいいたします。

裁判員経験者 1

私は一番新しい3月に来させていただきまして、まさか私が選ばれるとは夢にも思っていなかつたというのが率直な感想ですね。手続が5日間だったので非常に、まあ、初めての経験であったので長く感じました。ただ、裁判長始め裁判官の方々にすごく気遣っていただいたので、私はすんなりと裁判員として裁判に関与させていただきました。

裁判員経験者 2

私の場合は延べ1か月、裁判所に16回通ったのですが、裁判員裁判はあまりしたくないなあというのが本音でしたけど、まさかでやっぱり選ばれまして、16日間通しての結果としては、やってよかったですなあという感想です。裁判員になるかもしれないと思った頃から、何も知識が無いからどうしようかと思って、本屋で机上用の六法全書を買いましたが、結局読まずにそのまま裁判に臨みました。裁判官を始め、検察官、弁護人の方々は素人の私に大変丁寧な説明をしてくださいましたので、難しい裁判でしたが真剣に取り組んで無事終えることができ、結果、視野も広がり、この年になって裁判について調べてみようかという興味も湧きました。大変良い経験をさせていただきました。

裁判員経験者 3

昨年12月12日から翌週の12月19日の月曜日まで公判に参加させていただきました。事件は殺人であるということで、当初、選任手続で「このような事件ですよ。」と聞いたとき正直固まってしまいました。また裁判官、検察

官、弁護人の方は、テレビで見ると怖い方かなと思ってましたけれど、お話ししてみると、素人の私を和ませてくれるようなこともしてくれまして、本当に真剣に取り組めた1週間だったと思います。特に私が担当した事件の裁判員の方、補充員の方と非常に信頼関係ができて、評議の時間以外でも評議をしていたみたいな感じがありました。人が人を裁くことによる精神的疲れも感じましたが、最後にこのように経験者としてこの席に座って話をする機会もできて、やってよかったなという達成感でいっぱいです。

裁判員経験者4

昨年12月に案内が来て、日も浅いうちに出頭するように再度連絡があり、あれよあれよという間に3月に9日間こちらに来させていただきました。私も皆さんと同じようにやってよかったなと思っております。達成感もあります。私の意見を公判に生かせていただいたかなと思っております。ただ12月に案内が来るまでは裁判員裁判が3年前からされているということは分かっていたのですが、いつの間にか忘れていました。まだまだ市民、国民が知らない司法の世界がありますので、これからも裁判員制度で、より開かれた裁判になったらなあと思います。

裁判員経験者5

私の場合は仕事柄、裁判には興味があったので、裁判員に選ばれてすごく嬉しかったです。実際3日間の審理でしたが、初めて検察官、弁護人の話を聞いて、実際にテレビで見ているようなこともありましたし、本当に皆様が立証する方、弁護をする方と、3日間ではありましたが、しっかり話を聞けて私たちがどのような判決を下すのかしっかり話がきて、良い経験になりました。

裁判員経験者6

私の場合は10月の終わりから3日間だったのですが、その選任までの時間は非常に長く感じられましたが、実際に入ってみると検察官や弁護人の方の資料がとても分かりやすくてその調書などを読み進めているうちにあっという間

に時間が過ぎたという感じです。結論としては経験してよかったです。

裁判員経験者 7

私の場合は被告が外国の方だったので通訳が入りました。当時最も長い裁判だということで実質10日ほどここへ通ってきたのですが、やはり、難しい部分もあって悩んだことも多かったです。被告人が事実を認めていましたし、どういうやり方だったとか、証人が事細かに証言しましたので、あとは量刑をみんなで評議して決めたりとか、そういうことだったので、割合に気分的にはやりやすい裁判だったかなと思っています。それと以前からマスコミで騒がれている事件とか関心がありましたので、こういうことに関わって、私はすごく良い経験ができたなと思って、内心は喜んでおります。

裁判員経験者 8

私は日頃から殺人事件のニュースとかは見ないです。聞きたくないのでそういうニュースがあるとチャンネルを変えたり、新聞も詳しく読みたくないで、どういう裁判かなと思っていたら暴力団の殺人事件だったんですね。こういうと何ですが、暴力団の事件なら裁判できるかなと思って引き受けさせていただきました。1日目のときに自分が裁判所にいるのが現実の世界ではなく、ドラマの世界にいるような感じを受けました。証人が法廷に入ってきたときも手錠を掛けられた状態を見て息が詰まる思いでした。今までにない人生の経験をさせていただきました。

司会者

ありがとうございました。それでは各手続について順番に御意見、御感想を伺っていきたいと思います。まず最初に選任の手続ですね。裁判所に来ていただきて、事案の説明をさせていただいて、そして質問を受けていただいた上、抽選で選ばれるということですが、選任されて宣誓をする前に裁判長から刑事裁判のルールについて説明があったと思います。その後に説明があった場合もあったかと思いますが、その説明を聞いてどのように思われたか、内容を理解

できたかということについて御意見、御感想があればお願ひいたします。いかがでしょうか。宣誓の前に何か説明がありましたよね。評議の前にも説明をしている場合もあると思います。疑わしきは被告人の利益にであるとか、事実認定は証拠に基づいて行うんだとか、検察官に立証責任があるとかを説明をしたかと思いますが、それを聞いて何か分かりにくかったとか、その他御感想があれば・・・。はい、3番さんどうぞ。

裁判員経験者3

初めての経験だったので、確かに刑事裁判はこういうふうにやりますよとか、疑わしきは罰せずという説明を受けたのですが、どうしても私たちは被害者の立場で審理に入ってしまったというか、本当に公正な立場でいられたかというとちょっと自信がないのです。裁判官、検察官、弁護人のような慣れがまったくない状態で、選任手続が終わったあとすぐに公判があったので、実際に流れというのは聞いてましたが、それが頭に残っていたかというと・・・、あんまり残っていませんでした。ですので選任手続に待機時間があったので、そのときにでも説明をもっとしていただけたらよかったですかなあと思います。

丸田裁判官

これについては争いのある事件を担当された裁判員の方と、争いのない事件を担当された方とですいぶん違うのかなあと思うのですが、自白事件ですと最初に39条説明だけだったかもしれませんけれども、争われている事件ではいろいろな機会に、場合によっては法廷の中で検察官、弁護人の方が説明されたり、また評議の始まる前に繰り返し説明されたりしたかもしれません。私はたまたま8番の方といっしょに難しい事件を担当したのですが、8番さん、疑わしきは被告人の利益にというのは耳が痛くなるほど聞かれたのではないかですか。

裁判員経験者8

最初に事件を見て、先入観で暴力団、被告人イコール有罪という先入観がぬぐいきれなくて、自分は何とか被告人を有罪にもつていけないかなという考え

で裁判を見てしまったので、裁判長から再三「そうじゃない。そうじゃない」と言わされました。

丸田裁判官

「ルールがあるのでそれに従って」という説明をしたということですね。

裁判員経験者 8

はい。私は先入観で裁判をしてしまって、公正な立場で裁判をしていかないといけないのが難しかったですね。

裁判員経験者 5

私は3日間ということで、選任された日の午後すぐに検察官の冒頭陳述とか説明があって、あつという間にその日が終わってしまって、なかなか心づもりもなく進んでしまいました。事実確認はしているのですが、自分たちが向き合っている事案についてあつという間に終わってしまったという感じです。選ばれたというだけで舞い上がっているうちに実際の審理に入ってしまったというところもありますので、やはり冷静な判断というところでは、まずは興味から入ってしまったのかなあというところもあります。なので「こういう事件です。」という情報をもらった上で、翌日から審理をしてもよかったですのかなあと思いました。

司会者

ありがとうございました。今お話しが出ましたが、選任が午前に行われて午後から審理という同日の場合と、選任だけ行われて別の日から審理という二通りの場合があるのですが、それぞれどうお感じになりましたか。5番さんは同日の審理でしたね。別の日の方が2番さん、7番さん、8番さんですが、どうですか。

裁判員経験者 2

私は選任の翌日から審理が始まりましたので、選任されたときに裁判長から少しお話しを聞くことができましたので、ある程度頭の中で整理ができた上で

翌日の法廷に臨むことができました。

裁判員経験者 7

私の場合は、選任手続から日にちを開けて審理が始まりましたので、その間に心構えができたという点ではよかったです。

司会者

ありがとうございました。同日から審理が始まったという方どうですか。はい、では4番の方どうぞ。

裁判員経験者 4

選任されてあれよあれよという間にその日に公判が始まったのですが、私の場合は逆に帰ってから事件の中身を整理できたかなあというところもありますので、同日でも良かったのかなあと思います。

司会者

ありがとうございました。審理期間をなるべく短くするということで同日審理をやっているのですが、長くなる事件については別の日からの審理をやっています。何かほかに御意見がありませんか。

古殿弁護士

39条説明で、裁判員はどういったことをするのかという刑事の原則を選任されてから説明されているのですが、弁護士会が考えているのが、選任手続の前に裁判員はこういうことをするんです、裁判はこうするんですということを説明する。そして冒頭陳述の前に2回目の説明をする、3回目は審理が始まる前にすると、こういったことを考えているのです。アメリカではだいたい選任手続の前に説明をするんですね。そして公判が始まる前に裁判官が法廷で説明するんですね。そして評議に入る前に3回目の説明をするということがルールとして決まっているのですが、そのように3回説明するということについて皆さん御意見ございますか。

裁判員経験者 3

私も選任手続に続いて公判に入させていただいたのですが、やはり何回か説明をしていただいたほうが良かったかなあと思います。そのほうが公平公正な考えができる、まあ気分が落ち着かない間に裁判に入りますので、数回に分けて説明していただいたほうが我々素人にとってはいいかなと思います。

司会者

では審理について御意見を伺いたいと思います。裁判所でお聞きしたい点は、証拠書類の読み上げによる証拠調べと証人とか被告人自身に事件について語つてもらって、それを聞いて心証をとるという証拠調べ、両方それぞれ経験されていると思いますが、それぞれの御経験に基づいてどちらの方が分かりやすかったとか、あるいはその他の御意見でも結構ですが、何か証拠書類の読み上げと証人、被告人から直接話を聞くということ、どういうふうに考えられられるかということをお聞きしたいのですが。自白事件を経験されているのが1番さん、5番さん、6番さんですかね。どなたか犯行状況に関する証人はおられなかつたですか。証拠の読み上げと証人尋問・被告人質問の比較についてどうですか。はい、では1番の方どうぞ。

裁判員経験者1

私は強制わいせつと未遂、それから致傷の三つ・・・。事件が五つあったんですね。それに関しての審理だったのですが、現場の防犯ビデオがあったので非常に分かりやすかったです。あと本人の話や弁護人さん始め時系列にお話しいただいたので、また事件ごとにお話しされたので聞いて分かりやすかったですというのが印象になります。

司会者

補足しますと性犯罪の事件で、事件が5件もあったのですが、各事件ごとに証拠書類の読み上げがあって、そして防犯ビデオの上映とかもあって、そして被告人質問で話を聞いたということで、経験された事件では分かりにくいということはなかったですか。

裁判員経験者 1

なかつたですね。

裁判員経験者 5

私の事件は放火事件で、本人も認めておりましたので特段問題もなかつたと思いますが、実際に現場写真、あとは火がどのように燃え移ったかというのを詳しく説明があつたので、映像と写真、現場でこういうふうになつたという立証の手続と書類について写真とともに併せてきちんと説明をしていただいたので、「なるほどこういう形でこうなつたのか。」というところは説明が分かりやすくてよかったです。

裁判員経験者 6

僕の担当事件は放火だったのですが、その現場で警察官の方に聞かれて自白というちょっとニュアンス的なものが・・・、自ら出頭しての自白というのではなくて、そういうニュアンス的な難しさはあったのですが、でも本人が認めているという部分では分かりやすい事件だったと思います。

丸田裁判官

6番さんとは私も一緒に事件を担当させていただいたのですが、その事件は被告人は直接法廷で自分の言葉で話をしたのですが、近隣住民の方とか、あと、お母さんとか弟さんとかが事件のいきさつだとか事件の状況だとか供述調書という形で証拠になっていたと思うのです。検察官の方が聴き取ったものが証拠になっていて、直接近所の方が証人で出られたり、お母さんや弟さんが証人で来られたりということがなくて、書類で調べたという事案だったと思うのですが、仮に御近所の方あるいはお母さん、弟さん、事情の良く分かつた方が来て話を聞けたら、こういうことを聞いてみたかったとか、もっと分かりやすかつたのではないかと、そういう感じを抱かれなかつたですか。

裁判員経験者 6

一つ気がかりだったのが、確実な証拠という意味で当時は弟さんが第一発見

者だったのですが、その点けている現場を誰も見ていなかったということが引っ掛かっていました。

司会者

ありがとうございました。他の否認事件でも証拠書類の読み上げや証人尋問・被告人質問を経験されていると思いますが、証拠書類の読み上げは分かりやすかったでしょうか。証人に来てもらって証言してもらった方がよかったです。その辺りのことをお聞きしたいのですが。はい、では3番さんどうぞ。

裁判員経験者3

私の場合は殺人事件で、その被告人の責任能力があるかないか、精神疾患を患っているということで、人の心の状態を判断するということで非常に難しかった事件でした。ただ証拠の読み上げというのは当然、男性の検察官、女性の検察官が交替で読み上げされたのですが、非常に長くて、最初は分かるのですが、だんだん内容が分からなくなってくる、被告人が富士山に行ってこう言った、仕事に対してこう言った、被害者に対してこんな感情を持っていた、ということをもう少しコンパクトに言っていただいたら私ももう少し飲み込みもできたと思うのですが、非常に長く朗読のような状況だったので、できれば証人に来ていただいて直接話を聞けたらと思いました。

裁判員経験者4

私が担当した事件では被告人が黙秘されてましたし、証人の方が途中で、法廷に来られてから否認もされてましたし、あとは警察官なり、検事さんが調書に取られたものを見せていただいたり、朗読されたことを聞いてですね、そしてそれを証拠書類にしたということなんんですけど、1点ほかの証言された方でも、尋問される方が20分、30分となりますと、私は慣れていないものですから、長時間20分、30分ずっと聞いていくのがつらくて、もっとコンパクトに的確にできないものかと若干思いました。

司会者

証人尋問とか長くなりすぎているということですか。

裁判員経験者 4

誘導されているところもあるかとは思いますが、最後にまとめていただいたら分かりやすいかなと。

裁判員経験者 8

私の事件では証人に来た人が全部暴力団で、宣誓拒否とか証言したくないとか、証人として役に立たなかつたというか。何のために証人尋間に来たのかなというのがあって、私はやりとりがすごく楽しくて、時間が長くてしんどいとか一切感じなくて、楽しく裁判させていただいたのですが、私の感覚では証人に来た人は全て質問には答えるものだと思っていたのですね。だけどちゃんと質間に答えないとどうか、反抗的な態度ばかりで、全然役に立たなかつたというか、ああいうもんじやないと思っていたので、もっと質問したことに対する、ちゃんと答えてくれるもんだと思って、ちゃんと答えてくれればもっと裁判もスムーズに、判決もスムーズに行けたんではないかと思います。

丸田裁判官

証人尋問する予定が、宣誓してくれなかつたから証言を得られなくて、その代わりに供述調書を出してきてもらって、それで証拠調べをしたと思うのですが、どうですかね、証人に来てもらって話を聞くのと、代わりに調書を聞くのとではわかりやすさは違つたでしょうか。

裁判員経験者 8

私は調書を聞いたほうがすごく分かりました。調書のほうがよく事件を理解できて証人尋問は私にはほとんど役に立たなかつたです。忘れたとか覚えてないとか、反抗的な態度でした。

丸田裁判官

ちゃんと話してくれる証人だったらどうだったですかね。

裁判員経験者 8

私は調書を重視してしまったというか、それだけでいいなと思いました。

裁判員経験者 2

私の場合も暴力団の事件で、自分たちの世界とは全く違うことだったので、大変理解するのに難しいこともありましたけれども、とにかく証人尋問がたくさんで、証人の都合によって、やっぱり、出廷されるときが違うから、ちょっと順番が替わっていたほうがよかったですかなという日もありました。供述調書だけよりもやっぱり証人尋問に来られた方の口から聞く方が態度とか素振りとか、話し方とかをしっかり見て取れるので、確かな証拠になるかなとは感じました。

裁判員経験者 8

確かに表情とか態度で、この人嘘をついてるなとか、ちょっとおかしいなどは感じられますけど、それは証拠にならないですよね。

司会者

いや、それは見ていただいて、感じていただいたものが心証といいますかね、その人が嘘をついていると思えば嘘をついているということになりますし、本当のことをいっていると思えば、そのとおりということになりますね。

裁判員経験者 8

表情とか態度とか見ると嘘をついていると思ったんですけどね。だからあの証言はおかしいと感じられましたけどね。

司会者

ありがとうございました。ちょっとまだいろいろとお聞きしたいことがございまして、次に行かせていただきますが、鑑定とかあるいは専門家の証人の尋問を経験された方が何名かおられると思いますが、その鑑定、すでに3番さんから出ていましたが、その専門家証人の尋問を聞いてどのように感じられましたか、理解ができたかどうか、理解が難しかったとか、もう少し分かりやすく話してほしかったとか、あるいは十分良く分かったという御意見でも結構ですが、いかがでしょうか。はい、では7番さんどうぞ。

裁判員経験者 7

私の場合は薬を被告人がやってまして、違法薬物ですね、それでその薬にぼけてやってしまって、心神耗弱なのか、心神喪失なのかという判断を私たちが最終的に刑を決めるときにしなければいけないということで、精神科の先生が証人出てこられまして、いろいろ説明されたのですが、やはり私たちは普段そういう薬物の名前を聞いても縁がないもんですから、ちょっと難しい部分はありましたですね。だからそれを分かりやすく説明してくださったと思うのですが、名前からしていろいろ出てくるんですけど、聞いたことのないような名前ばかりですので、どういうふうになるとか言われても、「そんなに気持ちのいいもんなのか。」とか思いましてね。それで薬にぼけた状態でどうなるのかというのは理解できなかったですね。

司会者

ありがとうございました。4番さんも専門家証人が入った裁判を経験されたんですね。

裁判員経験者 4

私の場合は解剖医の先生の証人尋問がありまして、この先生は質問に対して、非常に分かりやすく、的確に論理的に説明されて、なるほどなど私も納得しました。

中田検察官

先程調書の関係で分かりにくかったという意見もあったかと思いますが、検察官としては裁判員の皆さんに分かりやすいようにということでいろいろ工夫させてもらっているところです。その中の分かりやすいということで調書の中身を画面に表示して、調書の内容を見ていただきながら、調書の朗読を行うということも行っています。そこでなんですが、調書の内容を理解するに当たって調書の内容を画面に表示するということは理解に役立ったかどうか教えていただきたいと思います。

司会者

これは各部のやり方によっていろいろ違うと思うのですが、私のところではそういうことをやっていて、1番さん、2番さんも経験されたと思いますが、いかがでしたか。

裁判員経験者1

理解も深まりやすかったかなと思います。

司会者

6番さん、7番さん、8番さんもそういう経験をされたのでしょうか。何か御意見がございましたら。はい、7番さんどうぞ。

裁判員経験者7

私の事件も前の画面に同じものが写ってましたけど、手元にもありました。両方見ながらで、話も聞きながら分かりやすかったと思います。

司会者

読み上げと同時に画面に写るのも分かりやすかったということですか。

裁判員経験者7

分かりやすかったと思います。

司会者

一方3番さん、4番さん、5番さんは耳で聞くだけでということを経験されたと思いますが、それは分かりにくかったかどうかという点はいかがでしょうか。はい、3番さんどうぞ。

裁判員経験者3

私の事件では供述調書の文面が画面に写されてなかつたので、当然耳で聞いて、お預かりした書面にポイントであろうと思われる部分を自分で書くという作業が大変でした。やはりモニターに映し出していただいた方がよかつたというのが実質の感想です。あと検察官の方に出していただいた、冒頭陳述の要旨がカラー刷りで非常に分かりやすかったというのがあって、それが非常によか

ったなと思います。

古殿弁護士

7番の方は私の担当事件の裁判員の方だったと思いますが、そうしますと専門家の先生の証言のときには、もう少し、薬の作用がどういうものだったのかということをもうちょっと丁寧に説明してもらうと後が分かりやすかったということになるのですか。

裁判員経験者 7

そうですね・・・。結局普通の生活をしている者にとっては全く縁のないものなので、いきなりいろいろな種類の薬がでてきたものですから、その辺のところ頭で整理しにくかったように記憶しています。一つ一つについて、「この薬はこういう作用がある、それを一緒に摂るとこういうふうになる。」というような説明もあると違っていたかなと思うのですが。

裁判員経験者 5

検察官の方が、こんなことがあった、こんな資料があったと、結構いっぱい出されたことがあったのですが、多少近隣の方が通報したとか、警察の方が何人来たとか、いっぱいおっしゃってくださったのですが、その辺ははしょってですね、まとめてもいいのかなと、私たちが聞いた中では思ったのですが、いかがでしょうか。

中田検察官

どの事件か分からぬのですが、検察官としては必要なものということで、証拠を朗読したり、画面に映したりして裁判員の方に分かっていただきたいということで出している訳であります、今の御意見の中で、情報が多いということだったので、もし不必要な情報であれば今後検討していかなければと思います。

司会者

はい、ありがとうございました。では長くなりましたので、この辺で休憩を

とさせていただきまして、7時半まで休憩とさせていただきます。

司会者

それでは時間がまいりましたので再開をさせていただきます。それでは評議について御意見とか御感想をいただきたいと思います。評議については結論にかかるような中身については話せないということになっているのですが、一般的なこととして、長さとか意見の言いやすさとかあるいはその他の事柄について、何か感じられたこととか御意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ちょっとお話ししにくいくかもしれませんのが・・・。評議については守秘義務というのがありますて、評議の内容についてはちょっと秘密にしなければならないということがあるのですが、そういう守秘義務について何かお感じになっているということがありますか、負担であるとか、それほど感じないとか・・・。はい、3番さんどうぞ。

裁判員経験者3

私の場合は被告人の精神状態、心神耗弱であるか、心神喪失であるかということが争点でしたので、その辺りを評議で決めるのは我々素人にとっては、人の心の中を、まあ見えないものですからそれをどう判断するのか、検察官からの証拠、弁護人からの話、被害者の御家族の方からの意見、それらを総合して判断するのですが、やはり人の心の中を、見えない部分を決めるということは、私の担当させていただいた事件の6人の裁判員の方々の中では意見が分かれた部分も正直あったかと思います。評議に充てていただいている予定時間については、短かったと言うこともなくちょうどだったのですが、他の経験者の方々の事件によっては時間を決めずにとことん評議を、言い方を変えれば燃え尽きるまで評議できるようなことも今後考えていただけたらなと思うのですが、まあ職員の方に残っていただかないといけないのもあれなんですが、そういうことも今後考えていただけたらと思います。

司会者

評議の内容、誰がどんなことを言ったのか秘密にしなければいけないについて何か御負担に感じられておられるとか、そんなことは当然のことだということで特にそんなことは感じなかつたとか、御意見ございましたら。はい、どうぞ。

裁判員経験者 3

裁判員に選任された段階で勤め先には連絡しますので、当然「どうやった。社内報に載せたいんやけど。」ということで、私が第2号だったんです。正直どこまで言つたらいいのか、例えば社員の前で話をしてくれという訳なんです。「会社にしてみても協力したいから、会社としても裁判員に選ばれた社員に対してはきちんと行きなさいと言いたいから、話してくれ。」というのですが、どこまで言つたらいいのかということがものすごく反対にストレスに・・・、やはり人間で中身しゃべりたいですよね。そういう部分で非常に負担には思いました。

司会者

我々が説明しているのは、法廷で行われたことについては、しゃべっていただけで結構ですが、評議室でのことを話すのは差し控えてくださいというふうに申し上げているのですが、それでもその辺の仕切りができないというか、負担に感じられることがありますか。

裁判員経験者 3

職場でも話をしてくれという機会も与えていただきましたし、まだ子供が中学生ということで、私はPTAの役員もしてまして、学校の方でもそのようなことを教えてほしい、PTA保護者会でも裁判員になる可能性がゼロではないので教えてほしいと言われるのですが、当然法廷の中でのやりとりというのはお話しはしていいということでしたのでお話しをさせていただいたのですが、やはり皆さん聞かれるのが、「判決はどうやって決めたん。」とか「評議って実際どういう話するの。」とかをものすごく聞かれるので、「それはごめんや

けど守秘義務やからしゃべられへんねん。」ということは・・・、経験されてない皆さんのが知りたいことが、経験談として話せないということがちょっと僕にとっては重荷であります。

裁判員経験者 8

私は個人的に守秘義務と言わされたことは負担に感じませんでした。しゃべりたいとかストレスとか感じるとかそういうことはなく、しゃべったらいけないことだと思ったらしゃべらずにできました。評議も裁判所の都合があるのか知りませんけど、いついつまでにと区切らなくても、私はちゃんと納得いくまで話しをして判決を出しても私は負担ではなかったです。いついつまでに判決を出さないといけないから、それまでに結論を出そうとか、裁判所の方の日程とか都合とかあったのかもしれません、私はそうではなく日にちを区切らなくても、最後まで納得した結論が出るまで、評議を何日掛かっても私はそのほうが良かったかもしれないと思ってますけど。

司会者

ありがとうございました。やっぱり我々の予定もありますが、もちろん裁判員の御都合もあると思って、一応職務従事期間というのを決めてそれに応じていただける方にやっていただきたいということになっていますので、原則的には、期間内でということで考えているのですが、例外的にそういうことができない場合もあるかとは思いますが。他の方いかがでしょうか。はい、2番さんどうぞ。

裁判員経験者 2

私たちは評議の中で一番取り組んだのは、暴力団の人たちが携帯電話を使っての犯罪を見極めるのが大変だったので、みんなでそれを一生懸命に考えながら、それを団結してやったので、守秘義務ということは全く負担に感じませんでしたけど、ただ家庭では夫がこういう法律のことを聞きたがっていましたが、「しゃべる必要もないや。」と思い1か月近く、夕食のときに顔を合わせたら

お互に、自分たちの趣味のことをやるとかして、家庭ではありません話さないようにしていました。子供も巣立って、いませんでしたから、1か月は何とか過ごせましたけど、それ以上長い期間携わると家庭的にも大変こともあるかなと感じました。

古殿弁護士

日弁連は今3番の方がおっしゃったようなことについて、守秘義務は、例えば評議で「私は心神喪失だと思ったが、裁判長が心神耗弱であったと思う。」というように、「誰がどのようなことを言った。」というようなことを言つたらいいけないけどもね、それ以外に「評議の中で有罪説と無罪説があって、いろいろな話をしたんだ。」というようなことぐらいはいいんだというのが弁護士会の考え方なんだけども、もしPTAなんかで話す場合にね、守秘義務の範囲については、誰が何を言ったか、誰が有罪だと言って、誰が無罪だと言つたとまでは言わないけども、ある程度の流れとして有罪だと言つた人もいたし、無罪だと言つた人もいたという程度だったら言っても良いのではないかという考え方についてはいかがですか。

裁判員経験者3

そうですね。その程度までもししゃべられるのであれば、できる範囲でお話ししたいですが、とりあえずは評議の中身については話してはいけないと説明を受けましたので、評議の中身については、コメントは差し控えさせてもらいますと言つたのですが、経験されていない方にとっては評議の中身だと質問が集中したのが事実ですし、多分私も経験していなければ、どのような話がされて量刑を決めるのかとかということにものすごく興味があったと思うのです。そのように今後制度を改定していくに当たって、話のできる範囲を広げていただけだと当然司法に少しでも携わったものとしてPRをしやすくなるのかなと感じました。

中田検察官

評議のときにもう一度証拠の中身を見て確認したいと思うことはありましたか。もしあつたということがあれば、そのときどうされたのでしょうか。

司会者

今の点ですが、経験されたということがございますか。はい、8番さんどうぞ。

裁判員経験者8

そう感じる裁判ではなかったと思いますので特に感じませんでした。

丸田裁判官

法廷で聞いたことが比較的記憶に残っていて、議論ができたということですか。

裁判員経験者8

そうですね。

中田検察官

あのとき証人がどういうことを言ったか忘れてしまったから、確認したいと思ったことはなかったということでしょうか。

裁判員経験者8

そうですね。確認したいと思ったことはなかったです。

裁判員経験者3

私の場合は証拠を見直したかったし、実際、検察官、弁護人の方ともう一度お話しをしたかったというのが正直な気持ちです。審理のときには裁判員から弁護人、検察官の方に直接質問できないということで、評議の時間にでも弁護人、検察官の方にちょっとでもお会いして聞けたらなと実感した次第です。

裁判員経験者4

関連して、証拠としてもう一度と言われるのは私の場合はいらなかつたかなと思いますが、逆に私の担当した裁判については否認もされてますし、証言も拒否されているやつもありますし、証言されるやつもありますし、その中で小

さな世界の人間の複雑さというのがあって、人間関係のあの人人が信用できるんか、この人が・・・あのう信憑性がですね、どれが信憑があるのかということを裁判官3人と経験者6人が導き出すのが、一番時間が掛ったかなと、普段経験しないことですので、ちょっとそこらがしんどかったなと思います。

丸田裁判官

守秘義務のお話しに戻って申し訳ないのですが、確かに秘密を守らなければならない、もう少しお話ししたいという気持ちもすごく分かるのですが、もし、評議で話したことが他の人から漏れ出してしまうのではないか、自分が話したことが伝わってしまうのではないかという不安が高まっていった場合、今回御参加いただいたのと同じような議論ができたかどうかと、そういう点ではいかがでしょうか。自分が秘密を守らなければいけないというのは確かに御負担なんですが、他の人から秘密が漏れ出してしまうという心配があって参加することになった場合、今回と同じような意見交換ができたかという点ではみなさんどんな印象でしょうか。今は皆さん秘密を守るという約束なんですが、今後もし緩やかになってきてしまったときに御発言について、今回よりちょっと躊躇してしまうとか、そういう御心配があるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

司会者

守秘義務について何か感じられておられるかということですね。自由に意見が言えるために評議の秘密を守らなければいけないということになっているのですが、その辺何か御意見とかありましたら・・・。負担に感じられるということはありますか。はい、7番さんどうぞ。

裁判員経験者7

私の場合は、別に負担になるということはなかったです。お互いに裁判員の方のお名前は何となく分かるのですが、誰がどういうことを言ったとかどういう量刑を出したとか、いちいち人に言うこともないし、どんな裁判だったかと

いうことは友達には言いましたが、評議の中身自体までは、他の裁判員のお名前もどこに住んでらっしゃる方かも、どういうお仕事の方かも分からぬ状態なので、別に聞かれもしなかったし、私もそれについていちいち話すこともないし、何ら負担に感じなかったです。

裁判員経験者 8

私が、ストレスと感じたのは誰がこういうことを言われたとかではなく、6人裁判員が選ばれて、せっかく裁判員に選ばれたのにもうちょっと真剣に取り組んでほしいなあということです。こういうことを言われたという守秘義務は守れるのですが・・・、ちょっと微妙なんですが、もっと真剣に裁判員として取り組んでほしいというのがあって、「裁判員にこんな人がおったんよ。」ということを言いたいです。私なんかは普段使わない頭を一生懸命使って、何とか頑張ろうと思っているのに、そこまで熱意を感じずに裁判員になっておられる方を見ると、せっかく選ばれたのにもうちょっと頑張ってほしいなとは思います。そういうことで「こういう人がいたのよ。」ということを言いたいのに言えないという負担がありました。

丸田裁判官

やっぱり言いっこなしでやるのがいいのではないか。逆に言うと他の方もどんなふうに見られているか分からぬし、みんなでそれを言い合ったらやっていけないと思いますし、あの場でのことは秘密にされるという保証があるからできることなんじやないのかなあという気もするのですが・・・、言いたい気持ちは分かるけど逆に言うと言われてしまうかもしれないということなので、確かにおっしゃりたいお気持ちと、ただそういうことが他の人から出てしまったときの不安とかリスクとかを考えていただけになあ、と私どもは思っているのですが。

司会者

最後に判決について、判決の手続の中で裁判官がこういう判決の案を作つて、

みなさんの御意見を聞いて手直しをして、判決宣告をすることになると思うのですが、その一連の手続の中で感じられたこと、御意見等がございましたらお願ひいたします。私の担当事件では、裁判官や裁判員から被告人への言葉ということをやっているのですが、その点について何か御感想はありますか。はい、2番さんどうぞ。

裁判員経験者 2

判決することができたら一番避けたい気分になりました。いくら罪を犯した人とはいえ、自分たち素人が短期間に審議してそれで決めていいものだろうかということは悩みました。検察官、弁護人、裁判官の方々が専門的な知識をフルに使って審議した判決に加わってもいいものかという気持ちもあり、結果としては判決までちゃんとするのが裁判員の務めなので最後までしましたが、やはりどんな被告人でも命を与えられた以上は、やっぱり少しでも大事にして生きてほしいなという気持ちがあったので、裁判長にお願いしたのですが・・・。最後に裁判長から被告人にいろいろおっしゃったときに、被告人の方がうなづかれたときに、人間的な気持ちがあるんだなあとその時はほっとしました。やはりそういうお言葉は掛けていただいた方がいいと思います。

裁判員経験者 1

私も判決宣告に我々の思いの文章も入れていただいたいて、それを裁判長に読んでいただいたときに被告人の方が、涙ぐまれたのが印象的でしたし、一番最後の判決宣告というのは身が引き締まるというか、緊張感もすごくありました。既に内容は分かっているのですが、一番最初に法廷に入ったときよりも緊張しました。またその文面を入れていただいたというのもすごく良かったですし、それに対して被告人が感情を現にしたというのもすごく良かったです。

司会者

今おっしゃったのは判決宣告の後に我々の言葉を言ったということについてですね。

裁判員経験者 5

今回は情状酌量か実刑かというところで、最終的には情状酌量ということになりましたので、裁判官の方から被告人に対してお言葉もあって非常に良かったかなと思いました。

裁判員経験者 7

評議のときに量刑を話し合ったのですが、私が本件に関わる前に、いろいろマスコミで報道されているような事件の結果と同じで、私の感じとしては、庶民感情より、裁判所での考え方のほうが優しいなと思いました。私が担当した事件は被告が認めていたので、まだやりやすかったのですが、これが否認しているとか 100 日裁判のような長い裁判だと裁判員の方の負担はすごく重いなと感じます。有罪でも量刑が死刑であるとかになると、本人が否認しているのに、それを裁判員の人が決めなければならないとなると、人の命がかかっているので、もし私がその裁判に関わっていたとしたらちょっと決めにくいいな、もっと悩むのではないかと思います。

司会者

最後なんですが、これからも裁判員裁判が続いていくと思いますが、今後裁判員裁判で裁判員、補充裁判員に選ばれる方に対して、お一人ずつメッセージをお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 8

とにかく人生の中で良い経験になることは間違いないです。こういう裁判に携われるということは絶対に普通では考えられないで、裁判員になられた方は絶対に頑張って、その期間だけは裁判に集中してとにかく頑張って務めてほしいという思いです。本当に良い経験でしたとしか言えませんが、本当に選ばれてありがとうございました。

裁判員経験者 7

私も 8 番の方と同様に本当にやりたいからと言ってもできない貴重な経験を

させていただいたなあと思い、非常に喜んでいます。今後裁判員に選ばれた方は家庭の事情、お仕事の都合とかいろいろあると思うのですが、もしそれがクリアできるのであれば、是非受けられて裁判がどういうものなのか、裁判所の中がどうなっているのかとか、いろんなことを経験できると思うので受けていただきたいなと思います。

裁判員経験者 6

野菜とかではないのですが、この裁判員制度にも風評被害みたいなものがあって、選ばれた人には悲惨なことだという雰囲気があるのです。それで選ばれたいと思っている人にとっては嬉しいかも知れないのですが、世間一般では、できればやりたくないということだと思います。なのでその辺の広報といいますか、「怖がらなくともいいんだよ。」ということをもっと広報の方に力を入れていただいて、その辺を変えていただければなと思います。

裁判員経験者 5

一生に1回あるかないかの裁判員裁判を経験できたのは私にとって楽しかつたし、すごく勉強になったと思います。こういうことを実際にやってみてことで事件の抑止力になるのではないかと、やはり世間のいろいろなことを気にすることも多いでしょうし、実際に今の判決を見て適切な刑量であったということで、皆さんがいろんなところを関心を持ってしていただければ、ある程度いろんな事件に関しての関心が高くなれば、事件のいろんな抑止力になればすぐためになるではないかと思います。

裁判員経験者 4

先程と同じような意見ですが、こういう経験を積んでいけば社会がもっと平和になるのではないかと思います。一点、裁判員にこれからなられる方に対してですが、専門用語がいろいろ出てきますが、そういう単語を事前に勉強しておけばもっと分かりやすい公判に臨めたかなと思います。

裁判員経験者 3

今後裁判員になられる方へのメッセージということで、教科書や学校では教えていただけないことが勉強できると思うので、選ばれた以上どんと構えてやってください。

裁判員経験者 2

裁判員になられた方は人生の中での貴重な経験となるのでやっていただきたいと思います。それと裁判員になるかもしれないという通知が来ると思いますが、選ばれるか選ばれないか分からぬときに一度裁判所に行って傍聴なんかを経験するのもいいことではないかと思います。

裁判員経験者 1

選ばれたら迷わず一歩勇気を出していただきたいと思います。そうすれば違う世界が見えてきますので、選ばれたら是非迷わず経験されることが好ましいと思います。

記者

お疲れのところ申し訳ございませんが、5問程度質問させていただきたいと思います。最初ですが、今年の2月に裁判員裁判の控訴審の在り方について最高裁の判決が出ました。要するに裁判員が下した一審判決を尊重するというような内容になっているのですが、一審を担当された裁判員としてどうお感じになるかということをお伺いさせていただきたいのですが。

裁判員経験者 3

最高裁でのその見解を支持します。何のためにこの裁判員制度が導入されたかというと世間の感覚をもう少し司法の場に取り入れることが理由だったのではないかと思います。ですから一審で決めた量刑に対しては尊重すべきということは支持しますし、もし控訴されてその判決が翻った場合、悔しいというか我々の判断は何だったのだろうかと、司法に対する不信感みたいなものが表れそうなので、その最高裁の見解は私にとっては嬉しいことです。

記者

先ほど7番の方も触れられてましたが、100日裁判とか長期に渡る裁判員裁判が続いているかと思うのですが、そういった長期の裁判に加えて極刑を判断しないといけないような事件があるかもしれません。今のところ神戸地裁ではないのですが、そういった長期の裁判や死刑の判断を迫られるような事件について裁判員裁判の対象にすべきかどうかについてお聞かせ下さい。

司会者

長期の裁判を経験されたのが2番さん、4番さん、7番さん、8番さんですね。16日とか10日ですとかそういう裁判ですが、何か御感想、御意見ございますか。はい、では2番さんどうぞ。

裁判員経験者2

長期ではありましたが、毎日ではなかったのでそんなに負担には感じませんでした。1日おいて、またちょっと考える時間があったりして、体も休めましたから、その点、毎日毎日1週間という方が疲れると思います。

裁判員経験者7

被告が否認をしているのに有罪か無罪か、有罪であれば死刑になるかも、という件についてはちょっとこれは裁判員裁判ではどうかなと思っています。素人には酷すぎるのではないかという感じをもっています。

裁判員経験者8

先の質問に戻りますが、私は別に控訴になっていっても、裁判員裁判の結果をという考え方ではありませんので、控訴していくのは自由ですからされてもいいと思います。長期になったといって1か月程度でした。人生の中でもたかだか1か月とするとそういう経験のほうが私はずっと大事だと考えたので負担とは思わずやりました。死刑の事件に関わっても私はそれだけのことをしている事件ならば死刑判決を出さざるを得ないのであれば、出す勇気というか、それもありかなあと思いますけど。

記者

3番目は性犯罪についてなんですが、学者の先生からは裁判員裁判では性犯罪については量刑が重くなる傾向があると指摘されているのですが、証拠を見たり具体的な犯行内容を把握することで、女性が審理することの心理的負担があるかと思います。性犯罪を審理対象とすることについての心理的負担についてお聞かせ下さい。

司会者

これについては1番さんが性犯罪の裁判員裁判を経験されていますが、何か経験されて御意見ございますか。

裁判員経験者1

そうですね。6名のうち男性が多かったのですが、ただ女性の意見も非常に貴重でして、まあ私の感想としては特に問題なかったのかなと思います。

記者

兵庫県には指定暴力団の山口組の総本部というのがありますて、他の地裁に比べましても暴力団の裁判員裁判が多くなる傾向になるのかなと思いますが、遮へい措置も執られているかと思うのですが、暴力団の事件はなるべく除外すべきという声もあるかと思います。その点について御意見下さい。

裁判員経験者2

暴力団の方が多く傍聴に来ていらっしゃいましたが、私が経験した裁判では特別やじが飛ぶこともなく、割と礼儀正しく裁判は傍聴していたので特別怖い思いはしませんでした。

裁判員経験者8

私も暴力団関係の事件を裁判員裁判の対象にしなくてもいいとは思いません。でもどうしても先入観を持ってしまって、暴力団イコール悪という先入観で、絶対有罪だと思ってしまって裁判をしてしまうというところがすごく難しくて、検察頑張れと心の中で思っていました。そこで何でもつとうまく証人尋問ができないのかと、いろいろジレンマを感じながらだったので、特に暴力団関係をし

なくていいとか全然感じませんでした。ただ先入観をもってしちゃうのでそこが難しかったですね。暴力団も人間ですし、人の命を左右するということを考えながら裁判を進めていかないといけないなとすごく勉強になりました。

記者

最後の質問になります。関東の方で裁判員を経験された方々が交流グループの裁判員ネットワークを作られているのですが、その方々が先日神戸地裁にも来られて判決後の記者会見に裁判官も参加してほしいとか、各地裁に対して、より一層の情報公開のようなものを求める要望書を持ってこられたのですが、裁判員の交流や裁判所への要望があればお聞かせ願えますか。

裁判員経験者 7

つまらないことかもしれません、裁判員 6 名は裁判長と同じテーブルにつくんですね。補充裁判員は別のテーブルにいらっしゃるんですね。やはり何か違和感を感じて、同じ話をして、「意見をどうぞ。」と言われるのですが、もちろんお話しもされるのですが、別枠で離れてらっしゃるので、補充裁判員の方も裁判の度に私たちと同じように出廷されるので、同じ行動をとるのであれば同じテーブルについて一緒に・・・、たまたま裁判員、たまたま補充裁判員になっただけなので、それなら一緒のテーブルで意見を言い合ったほうが良いと思いました。

裁判員経験者 3

私が望むのは選任手続について抽選ではなくて、やはり志願される方もいらっしゃると思うので、そのように私がやりたいんだという方の意見とかそういう気持ちとかを汲んでいただいて、全ての方が無造作に抽選ではなくて、やはり志願された方に対しての選任手続の方法を変えていただきたいのと、やはり裁判員 6 人、補充裁判員 2 人の計 8 人で共に取り組んだのですが、一度お会いしたいなあというのもあるし、当時の検察官、弁護人の方とももうちょっと振り返って話したいなと思うので、そういった機会を裁判所で作っていただけた

ら私はいつでも参上します。是非とも御検討のほどよろしくお願ひ申し上げます。

裁判員経験者 5

実は約四、五十人が来て6人が裁判員、2人が補充裁判員ということで、後のほとんどの方がそのまま半日だけ来て帰られるということになるのですが、結構負担かなと思うので、最初から絞って・・・、皆さん御都合を付けて会社を休んで来られているので、ある程度最初から呼ぶ人数をもう少し少なくしてもいいのではないかと思いました。あと、先程出ました補充裁判員の扱いについても別テーブルで、なかなか意見の交流もないで、御一考していただければいいのではないかと思います。

裁判員経験者 4

裁判の期間が10日間でしたが、私の場合特殊な裁判でしたので予備日も取られていたのですが、その予備日が消えて、中1日空いたと、会社へ帰ると逆にその・・・、3番さんではないですが、会社の者からちょっと敬遠されて、公判の中身を言えるのに言えないと、向こうから「どんな裁判やった。」と聞くのですが、私が言いかけたら「まあええわ、ええわ。」と止められたんです。まあそういうふうにちょっと疎外されたような経験があるのと、私は中1日を会社へ出まして普通の勤務をしたのですが、来られた方の中には、わざわざ有給休暇を取ったという方もいらっしゃいましたので、ちょっと後はまた考えていただきたいのですが、10日間を拘束されるのであれば何らかの間の日を・・・、会社員ですから前もって言ってますので、ちょっとそういう御配慮をいただけたらと思います。